

「高知県生活福祉資金貸付事業補助金交付要綱」の 一部改正の概要

1 趣 旨

平成21年7月31日厚生労働省発社援第0731第3号厚生労働事務次官通知「セーフティネット支援対策等事業費の国庫補助について」を参考として、「高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱」の一部を改正する。

2 概 要

- ・ 国のセーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱を参考に、県の補助金交付要綱の文言や基準を整理する。
- ・ 生活福祉資金（災害援護資金）利子補給事業を削除する。
- ・ 事業として欠損補てん積立金を追加する。

3 施行期日

平成 21 年 11 月 18 日（平成 21 年 5 月 29 日から適用）